

事業概要

令和 7 年度
(令和 6 年度実績)

徳島県食肉衛生検査所
徳島市不動本町 2 丁目 140-3
TEL 088-633-8277
FAX 088-633-8275

目次

第1章 総説

1.	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	組織・機構・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	食肉衛生検査所及びと畜場の所在地・・・・・・・・	5
6.	徳島県食肉衛生検査所設置条例・・・・・・・・	6
7.	と畜検査手数料・・・・・・・・	6
8.	所長決裁の範囲・・・・・・・・	6
9.	主な検査機械器具一覧・・・・・・・・	8
10.	と畜場の概要・・・・・・・・	9

第2章 と畜検査事業

1.	と畜検査事業の概要・・・・・・・・	11
2.	と畜場別検査状況・・・・・・・・	12
3.	月別検査状況・・・・・・・・	13
4.	と畜検査結果に基づく処分・・・・・・・・	14
5.	とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数・・・・・・・・	15
6.	全部廃棄処分の疾病別内訳・・・・・・・・	16
7.	病畜検査頭数及び精密検査件数・・・・・・・・	17
8.	と畜検査の保留精密検査状況・・・・・・・・	18
9.	残留抗菌性物質検査状況・・・・・・・・	18
10.	と畜検査頭数の推移・・・・・・・・	19
11.	衛生証明書発行業務・・・・・・・・	20

第3章 畜水産食品等検査事業

1.	畜水産食品等検査事業の概要・・・・・・・・	22
2.	畜水産食品等の試験検査件数・・・・・・・・	22
3.	残留有害物質モニタリング検査件数・・・・・・・・	22
4.	枝肉及び施設等の微生物検査件数・・・・・・・・	23
5.	放射性物質検査・・・・・・・・	23

第4章 伝達性海綿状脳症対策事業

1.	伝達性海綿状脳症対策事業の概要・・・・・・・・	25
2.	牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査件数・・・・・・・・	25
3.	めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査件数・・・・・・・・	25

第5章 食鳥指導事業

1.	食鳥指導事業の概要・・・・・・・・	27
2.	食鳥処理施設・・・・・・・・	27
3.	食鳥処理の状況・・・・・・・・	28
4.	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したもの原因・・・・・・・・	29
5.	許可、変更、認定等の件数・・・・・・・・	30
6.	指導等の状況・・・・・・・・	30
7.	精密検査件数・・・・・・・・	30

第6章 調査研究・啓発事業等

1.	研修・学会発表等の状況・・・・・・・・	32
2.	啓発事業等の状況・・・・・・・・	33

第 1 章 総 説

1. 沿革

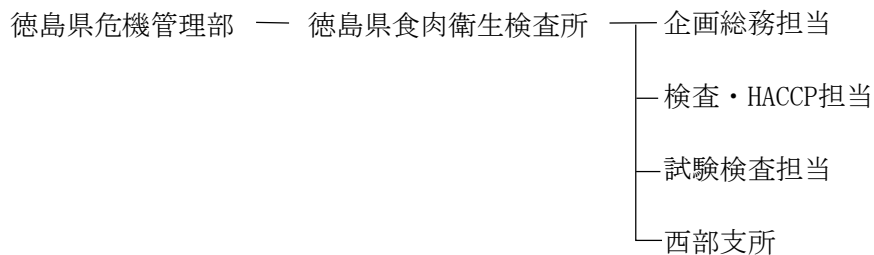
わが国の食肉検査は、明治4年大蔵省通達「屠牛取締方」に始まり、同39年の「屠場法」制定により確立された。また、昭和28年には「と畜場法」が制定され、各保健所獣医師職員が「と畜検査員」として「と畜検査」を実施することとなった。

平成3年4月1日には、より高度な技術に基づく科学的食肉検査と検査体制の広域化、一元化を図るとともに、食鳥肉も含めた総合的な食肉の安全を確保するため、「徳島県食肉衛生検査所」が保健所から分離独立し設置された。

また、昭和21年当時は徳島県下には11カ所のと畜場（簡易と畜場を含む）が存在していたが、その後の統廃合等により、現在は4カ所となっている。

平成3年	平成3年4月 徳島県食肉衛生検査所設置 徳島県食肉衛生検査所設置条例（平成3年3月22日徳島県条例第8号） 徳島県と畜場法施行細則（平成3年4月1日一部改正）
平成4年	管理課に「食鳥指導係」を置く 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成4年4月1日徳島県規則第33号）
平成7年	管理課精密検査係を精密検査課として設置 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成7年3月31日徳島県規則第39号） 新庁舎落成にともない検査所の位置を「徳島市不動本町二丁目」に変更する 徳島県食肉衛生検査所設置条例の一部改正（平成7年12月25日徳島県条例第59号）
平成13年	BSE スクリーニング検査開始（10月18日）
平成14年	精密検査課に「精密検査第三係」を置く 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成14年3月29日徳島県規則第43号）
平成16年	時間外と畜検査実施要綱を9月30日をもって廃止とする
平成17年	検査課に「検査第三係」を置く 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成17年3月31日徳島県規則第59号）
平成18年	検査課、精密検査課の係及び食鳥指導係を担当制とする 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成18年3月31日徳島県規則第50号）
平成19年	管理課を廃止し「企画総務課」を置き、担当制とする 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成19年4月27日徳島県規則第43号）
平成21年	と畜検査手数料改正 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 （平成21年3月26日徳島県条例第18号）
平成26年	精密検査担当を廃止し試験検査担当とする
平成29年	検査担当を廃止し検査・HACCP推進担当とする
令和5年	検査・HACCP推進担当を廃止し検査・HACCP担当とする

2. 組織・機構



3. 職員構成

(令和7年4月1日現在)

分類 組織		正規職員				会計年度任用職員 (フルタイム)		会計年度任用職員 (パートタイム)		計
		獣医師	薬剤師	臨床検査技師	事務職	一般事務	技能労務	獣医師	専門業務	
所 長		1								1
次長 兼 試験検査担当 課長補佐 (リーダー)		1								1
企画総務担当	課長補佐 (リーダー)	1								1
	担当	1			1	1				3
検査・HACCP担当	課長補佐 (リーダー)	1								1
	担当	6					1	5	1	13
試験検査担当	担当	3	2	1					2	8
西部支所	支所長 (リーダー)	1								1
	担当	2								2
計		17	2	1	1	1	1	5	3	31

4. 施設の概要

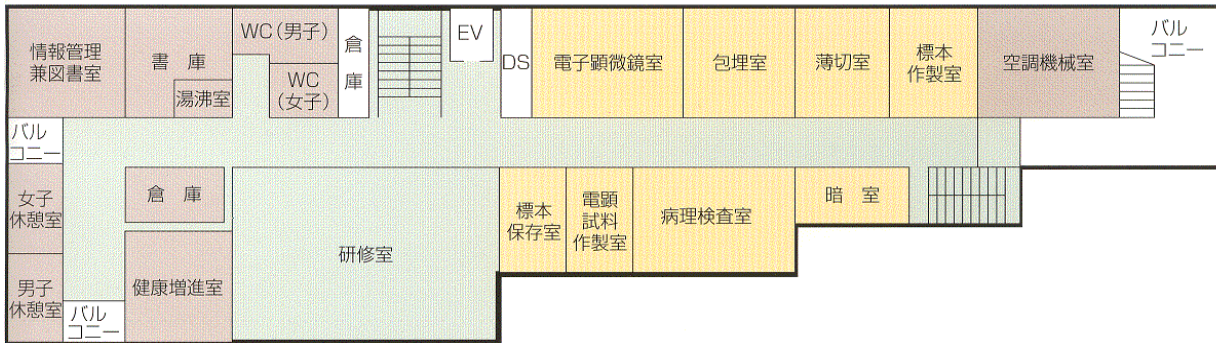
(1) 施設の概要

敷地面積 2,257.11 m²
 延床面積 1,872.32 m²
 構造規模 鉄筋コンクリート3階建
 附属施設 駐車場 1,150 m²

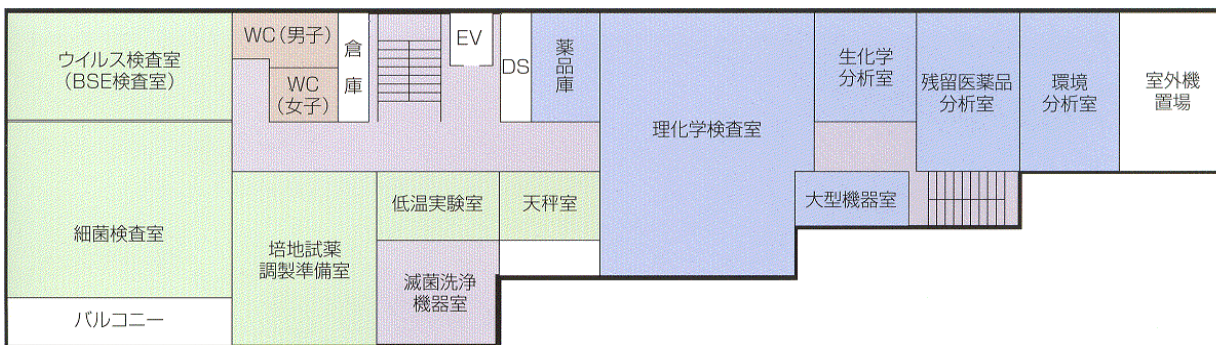
管理部門 1,153.147 m²
 理化学部門 275.273 m²
 微生物部門 230.700 m²
 病理部門 213.200 m²

(2) 平面図

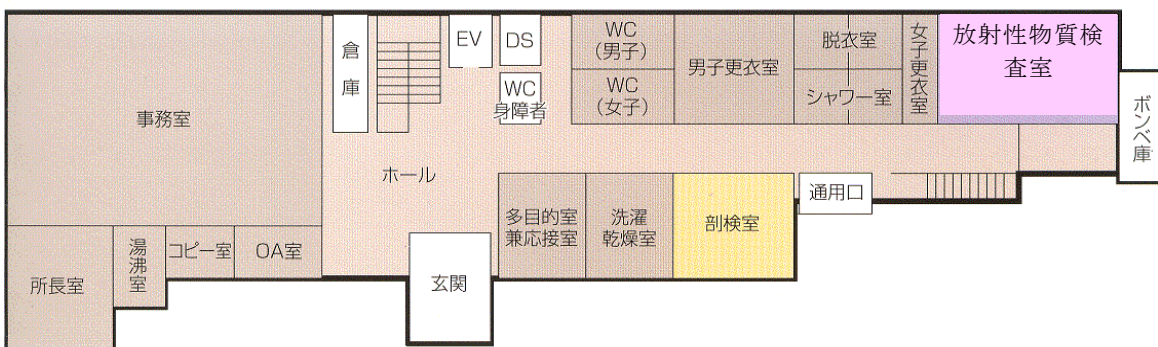
3階



2階



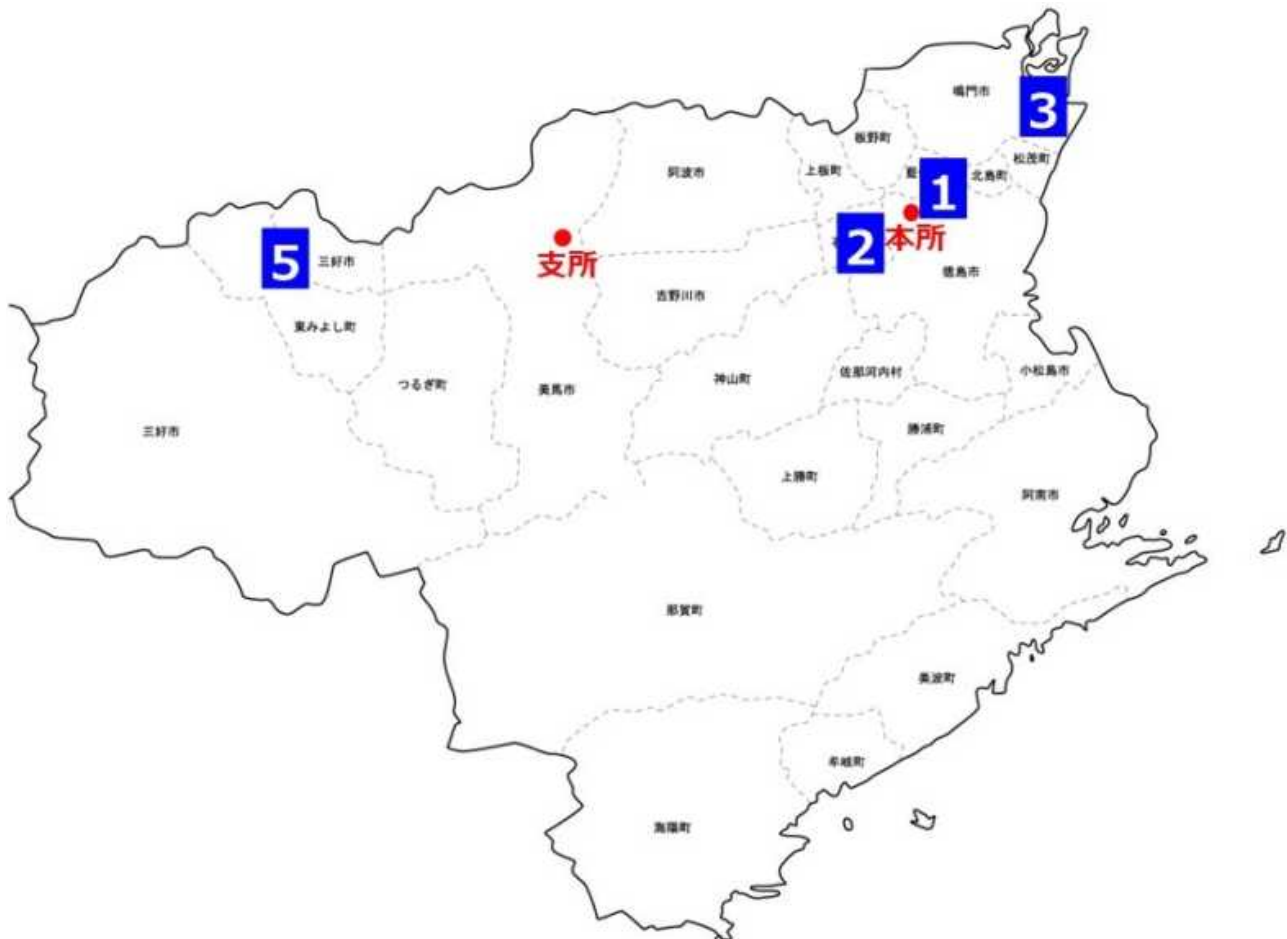
1階



5. 食肉衛生検査所及びと畜場の所在地

(令和7年4月1日現在)

本 所	徳島市立食肉センター 徳島市不動本町3丁目1724-2	と畜場番号 1
徳島県食肉衛生検査所 徳島市不動本町2丁目140-3 TEL 088 (633) 8277 FAX 088 (633) 8275	日本ハム(株) 徳島工場付設と畜場 名西郡石井町高川原字高川原 831-1	2
	眉山食品(株) 鳴門食肉センター 鳴門市撫養町南浜字大工野 51-2	3
西部支所	(株) にし阿波ビーフ 三好郡東みよし町足代 890-3	5
美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 徳島県西部総合県民局美馬庁舎 TEL、FAX 0883 (53) 8477		



6. 徳島県食肉衛生検査所設置条例

徳島県食肉衛生検査所設置条例（平成3年3月22日 徳島県条例第8号）

（設置）

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づくと畜検査その他獣畜の処理の衛生に関する事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく食鳥処理の衛生に関する事務及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく食品衛生に関する事務を分掌させるため、徳島県食肉衛生検査所(以下「食肉衛生検査所」という。)を設置する。

2 知事は、必要があると認めるときは、食肉衛生検査所に支所を置くことができる。
(平一五条例三七・一部改正)

（名称、位置及び所管区域）

第二条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	県の区域

(平七条例五九・一部改正)

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項中食鳥処理の衛生に関する事務及び食鳥処理場における食品衛生に関する事務に係る部分は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五九号)

この条例は、平成八年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第四八号)

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

7. と畜検査手数料

(単位：円)

種類	牛・馬	生後1才未満の牛	200 kg以下の馬	豚・めん羊・山羊
手数料	800	500	400	300

徳島県危機管理関係手数料条例
(平成16年 徳島県条例第39号)

8. 所長決裁の範囲

一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと。

- 1 第二条の規定による手数料の徴収(委任事務に係るものに限る。)
- 2 第五条の規定による手数料の減免(委任事務に係るものに限る。)

二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可及び同条第三項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出の受理
- 2 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限
- 3 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の配置又は変更の届出の受理
- 4 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の解任命令
- 5 第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可
- 6 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出の受理及び同条第三項の規定による

と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対する必要な指示

- 7 第十四条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による獣畜のとさつ、解体等の検査
- 8 第十六条の規定による公衆衛生上必要な限度における措置
- 9 第十七条第一項の規定によると畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査
- 10 第十八条第一項の規定によると畜場の許可の取消し又はと畜場の施設の使用の制限若しくは停止命令及び同条第二項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又は禁止

三 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)に関する次のこと。

- 1 第四条第二号の規定による地域の指定及び獣畜のとさつの許可
- 2 第五条第一項第一号から第三号までの規定によると畜場外への持出しの許可

四 と畜場法施行条例(平成十二年徳島県条例第三十一号)に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による完了の届出の受理及び検査
- 2 第四条の規定による届出の受理

五 食品衛生法第五十九条の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な措置命令(と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。)

六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可
- 2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可及び同条第三項の規定による氏名等の変更の届出の受理
- 3 第七条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
- 4 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令
- 5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止命令又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令
- 6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
- 7 第十四条の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
- 8 第十五条第一項から第三項までの規定による検査
- 9 第十六条第六項の規定による解任命令並びに同条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言
- 10 第二十条の規定による措置
- 11 第二十五条第三項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理
- 12 第三十七条第一項の規定による報告の徴収
- 13 第三十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び関係者に対する質問等

七 旅館業法等改正法附則第十条第二項の規定による食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと(主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。)

- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
- 2 第十七条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による改善の要求
- 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと(主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。)

- 1 第十八条第一項の規定による審査
- 2 第二十一条第一項の規定による審査

十 徳島県食肉衛生検査所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

9. 主な検査機器器具一覧

機械器具名	数量	機械器具名	数量
透過型電子顕微鏡	1	電気泳動装置	1
凍結組織切片作成装置	1	電気泳動ゲル撮影装置	1
写真顕微鏡システム	1	パルスフィールド電気泳動装置	1
密閉式自動包埋装置	1	感染動物飼育装置	1
落射型蛍光顕微鏡	1	手指消毒器	2
ディスカッション顕微鏡	1	ストマッカー	2
電顕用自動現像機	1	マイクロ冷却遠心機	4
臓器撮影装置	2	乾熱滅菌器	2
真空蒸着装置	1	高圧蒸気滅菌器	5
ガラスナイフ製作機	1	微量用遠心濃縮器	1
サーベイメーター	1	実体顕微鏡	1
ガンマ線核種分析測定装置一式	1	光学顕微鏡	6
ベクレルモニター	1	デンストメータ	1
マイクロプレートリーダー制御システム	2	超低温フリーザ	2
マイクロプレートウォッシャー	3	細胞破碎装置	2
高速液体クロマトグラフ	1	CO ₂ インキュベーター	1
原子吸光分光光度計	1	恒温水槽	4
LC-MS/MS	1	精密電子天秤	1
ガスクロマトグラフ装置	1	恒温器	10
臨床化学自動分析装置	2	ホモジナイザー	2
冷却遠心分離機	2	安全キャビネット	1
紫外可視分光光度計	1	クリーンベンチ	2
分光測色計	1	pH メーター	2
超音波洗浄機	2	バイオシェイカー	1
純水製造装置	3	等温遺伝子増幅装置	1
有機溶媒回収装置	1	コロニーカウンティングシステム	1
遺伝子解析装置	1	核酸抽出・精製装置	1
リアルタイム PCR システム	3	蛍光励起用 LED 透過光源装置	1
サーマルサイクラー	3		

10. と畜場の概要

(令和7年4月1日現在)

と畜場 番号 区分		1	2	3	5
名称		徳島市立食肉 センター	日本ハム株式会社 徳島工場 付設と畜場	眉山食品株式会社 鳴門食肉センター	株式会社 にし阿波ビーフ
設置者		徳島市	日本ハム株式会社	眉山食品株式会社	株式会社 にし阿波ビーフ
所在地		徳島市不動本町 3丁目1724-2	名西郡石井町 高川原字高川原 838-1	鳴門市撫養町南浜字 大工野51-2	三好郡東みよし町 足代890-3
設置 許可 年月日		昭和61年 12月18日	昭和49年 10月1日	平成28年 3月30日	平成28年 3月18日
敷地面積		15,430 m ²	71,824 m ²	14,702 m ²	4,389 m ²
建築 面積 (延)		7,830 m ²	12,366 m ²	2,995 m ²	1,335 m ²
処 理 数	大 動 物	150 頭/日			35 頭/日
	小 動 物	400 頭/日	916 頭/日	250 頭/日	
汚 水 処 理	能 力	1,200 m ³	2,000 m ³	800 m ³	
	処 理 方 式	活性汚泥法 (接触爆気・ 凝集沈殿)	活性汚泥法	活性汚泥法	公共下水

第 2 章 と畜検査事業

1. と畜検査事業の概要

(1) 検査頭数

令和6年度の検査頭数は、234,811頭（牛 6,822頭、とく 12頭、馬 80頭、豚 227,897頭）であり、対前年比 100%（牛 104%、とく 86%、馬 127%、豚 100%）と横ばいであった。

(2) 時間外とさつ・切迫とさつ獣畜の検査状況

時間外と畜検査は平成 17 年 10 月 1 日から廃止されている。

切迫とさつは平成 7 年度から 0 頭である。

(3) 検査結果による処分

イ. とさつ禁止

牛 12 頭（敗血症 12 頭）、豚 16 頭（豚丹毒 13 頭、膿毒症 2 頭、敗血症 1 頭）の計 28 頭であった。

ロ. 全部廃棄

牛 49 頭（水腫 19 頭、牛伝染性リンパ腫 17 頭、敗血症 5 頭、尿毒症 4 頭、腫瘍 2 頭、膿毒症 1 頭、黄疸 1 頭）、馬 1 頭（水腫 1 頭）、豚 110 頭（敗血症 64 頭、膿毒症 19 頭、水腫 9 頭、豚丹毒 6 頭、腫瘍 6 頭、変性又は萎縮 3 頭、黄疸 2 頭、中毒諸症 1 頭）であった。

ハ. 一部廃棄

牛 2,794 頭（前年度比 95%）、豚 105,981 頭（102%）で、牛豚ともに炎症に関連したものが多かった。

(4) 保留検査頭数

と畜検査における保留検査実施頭数は 37 頭であり、検査結果に基づき 29 頭の全部廃棄処分を行った。保留理由の内訳は、牛では牛伝染性リンパ腫が多く、豚では敗血症が多かった。

(5) 衛生指導事業

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が、平成 30 年に改正となり、全てのと畜場及び食鳥処理場において、HACCP（国際標準である衛生管理手法）に沿った衛生管理が制度化され、令和 3 年 6 月からは完全施行された。

当所では、法律の施行以前から、と畜場及び食鳥処理場関係者と協議を重ね、衛生指導を行うことで HACCP 導入を推進した結果、現在稼働している県内のと畜場及び大規模食鳥処理場の全てにおいて「徳島県 HACCP 認証」を取得するに至った。

法律の施行後は、職員による継続的な施設監視と、関係書類や記録の確認及び細菌検査などを定期的に行う「外部検証」等を実施し、さらなる衛生水準の向上に努めた。

また、毎年 7 月及び 8 月を「と畜場衛生向上月間」と定めており、令和 6 年度においても 7 月から 8 月にかけて、その一環として、管内 4 と畜場において衛生講習会を実施した。

2. と畜場別検査状況

畜種 と畜場名	牛			とく ※	馬	豚	山羊	総 計	検査日数
	肉用種	乳用種	小計						
徳島市立 食肉センター	4,224	568	4,792	12	80	15,604		20,488	225
日本ハム(株) 付設と畜場						181,023		181,023	246
眉山食品(株) 鳴門食肉 センター						31,270		31,270	247
(株)にし阿波 ビーフ	2,030		2,030					2,030	101
総 合 計	6,254	568	6,822	12	80	227,897	0	234,811	

※とく：生後1才未満の牛

3. 月別検査状況

と畜場名	月 畜種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
徳島市立食肉センター	牛	438	354	309	475	321	419	374	484	567	355	322	374	4,792
	とく	1			2	1	1	2			2	2	1	12
	馬	8	5	5	4	8	4	3	9	10	8	11	5	80
	豚	1,297	1,410	1,181	1,292	1,086	1,242	1,400	1,328	1,335	1,395	1,308	1,330	15,604
	緬山羊													0
	小計	1,744	1,769	1,495	1,773	1,416	1,666	1,779	1,821	1,912	1,760	1,643	1,710	20,488
付日 設本 とハム 畜場(株)	豚	16,849	15,784	13,610	15,346	15,038	14,503	16,038	14,850	16,148	15,041	13,235	14,581	181,023
	小計	16,849	15,784	13,610	15,346	15,038	14,503	16,038	14,850	16,148	15,041	13,235	14,581	181,023
眉山 鳴門食 センター 肉品(株)	豚	2,752	2,823	2,338	2,851	2,631	2,602	2,765	2,518	2,484	2,514	2,465	2,527	31,270
	小計	2,752	2,823	2,338	2,851	2,631	2,602	2,765	2,518	2,484	2,514	2,465	2,527	31,270
(株) にし フ阿波	牛	181	138	148	191	151	185	180	164	192	160	153	187	2,030
	とく													0
	小計	181	138	148	191	151	185	180	164	192	160	153	187	2,030
総 合 計	牛	619	492	457	666	472	604	554	648	759	515	475	561	6,822
	とく	1			2	1	1	2			2	2	1	12
	馬	8	5	5	4	8	4	3	9	10	8	11	5	80
	豚	20,898	20,017	17,129	19,489	18,755	18,347	20,203	18,696	19,967	18,950	17,008	18,438	227,897
	緬山羊													0
	計	21,526	20,514	17,591	20,161	19,236	18,956	20,762	19,353	20,736	19,475	17,496	19,005	234,811

4. と畜検査結果に基づく処分

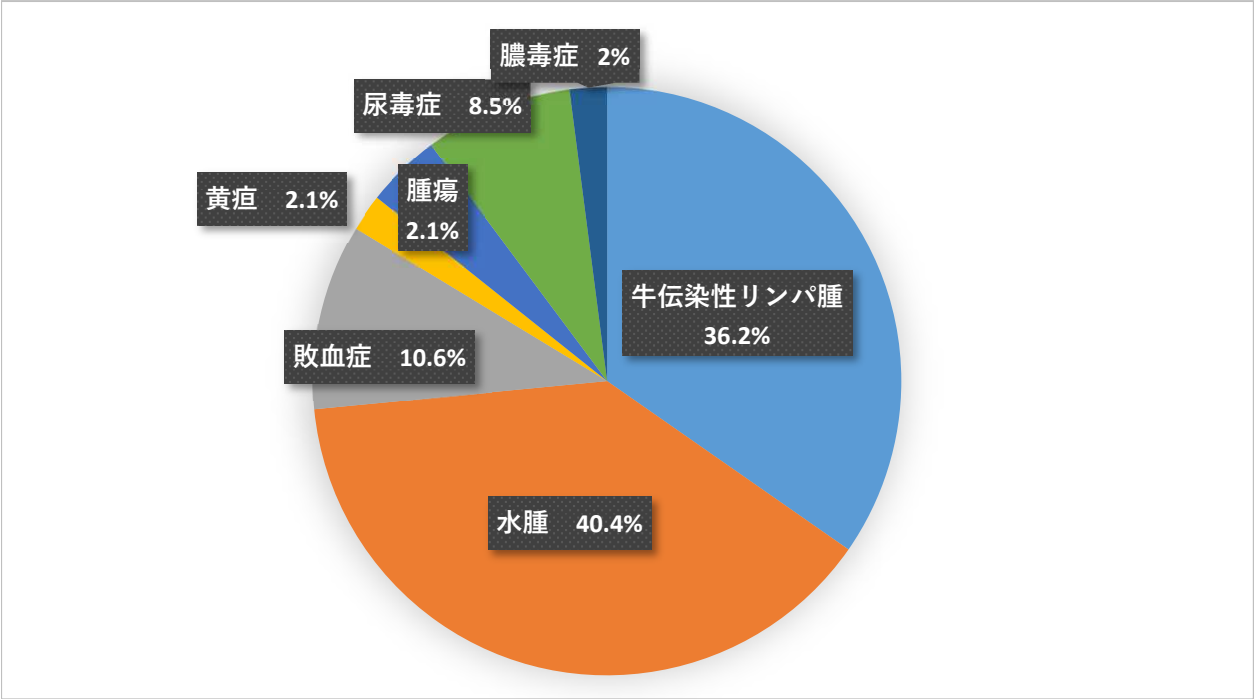
と畜場名	畜種	とさつ禁止 及び 解体禁止 頭数	全部廃棄 頭数	一部廃棄頭数			
				肉	内 臓	肉及び内臓	計
徳島市立食肉センター	牛	12	48	141	1,737	268	2,146
	とく			1	9	1	11
	馬		1	8	11	4	23
	豚		10	32	10,067	54	10,153
	緬山羊						0
	小計	12	59	182	11,824	327	12,333
日本ハム （株）付設 と畜場	豚	15	78	519	77,594	351	78,464
	小計	15	78	519	77,594	351	78,464
眉山食品（株） 鳴門食肉 センター	豚	1	22	44	17,249	71	17,364
	小計	0	22	44	17,249	71	17,364
（株）にし フ阿波	牛		1	42	567	39	648
	とく						0
	小計	0	1	42	567	39	648
総合計	牛	12	49	183	2,304	307	2,794
	とく			1	9	1	11
	馬		1	8	11	4	23
	豚	16	110	595	104,910	476	105,981
	緬山羊						0
	計	28	160	787	107,234	788	108,809

5. とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数

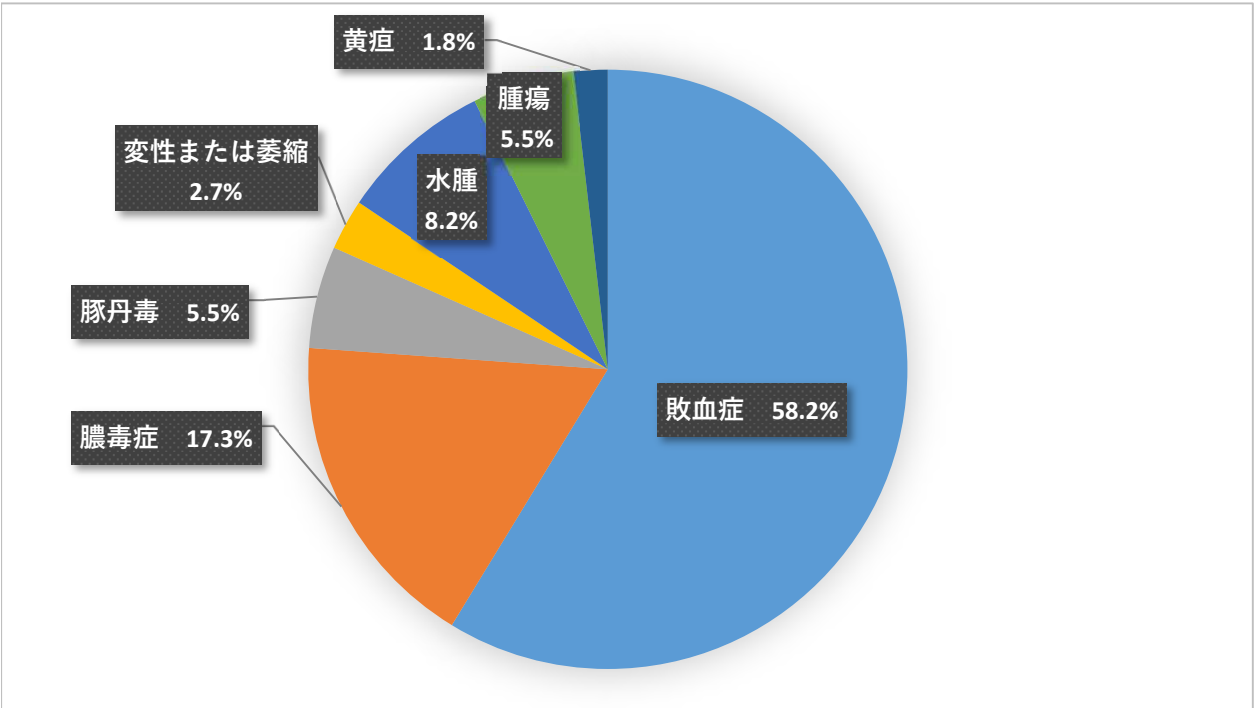
と畜場名	畜種	行政処分	実頭数	総疾病数																		
				細菌病					原虫寄生虫病				その他の疾病									
				炭疽	豚丹毒	破傷風	サルモネラ症	その他	TP症	ジストマ病	囊中病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他
徳島市立食肉センター	牛	とさつ禁止	12											12								
		全部廃棄	48										1	5	4	1	19	18				
	とく	とさつ禁止																				
		全部廃棄																				
	馬	とさつ禁止																				
		全部廃棄	1														1					
豚	とさつ禁止																					
	全部廃棄	10		3								3	2			1	1					
日本ハム(株)付設と畜場	豚	とさつ禁止	15		13								2									
		全部廃棄	78		3							11	54		2	1	4	1		2		
眉山食品(株)鳴門食肉センター	豚	とさつ禁止	1										1									
		全部廃棄	22									5	8			7	1			1		
(株)にし阿波ビーフ	牛	とさつ禁止																				
		全部廃棄	1														1					
	とく	とさつ禁止																				
		全部廃棄																				
総合計	牛	とさつ禁止	12											12								
		全部廃棄	49										1	5	4	1	19	19				
	とく	とさつ禁止																				
		全部廃棄	2																			
	馬	とさつ禁止																				
		全部廃棄	1														1					
豚	とさつ禁止	16		13									2	1								
	全部廃棄	110		6									19	64		2	9	6	1	3		

6. 全部廃棄処分の疾病別内訳

(牛)



(豚)



7. 病畜検査頭数及び精密検査件数

と畜場名				牛	とく	馬	豚	緬山羊	計
徳島市立 食肉センター	検査頭数			4,792	12	80	15,604		20,488
	病畜頭数			315	8	8	6		337
	病畜割合			6.57%	66.67%	10.00%	0.04%		1.64%
	精密検査	細菌	頭数	1					1
			件数	4					4
		ウイルス	頭数	8					8
			件数	63					63
		病理	頭数	9					9
			件数	79					79
	理化学	頭数	5					5	
件数		5					5		
日本ハム(株) 付設と畜場	検査頭数						181,023		181,023
	病畜頭数						19		19
	病畜割合						0.01%		0.01%
	精密検査	細菌	頭数				23		23
			件数				103		103
		ウイルス	頭数						
			件数						
		病理	頭数				15		15
			件数				68		68
	理化学	頭数				1		1	
件数					2		2		
眉山食品(株) 鳴門食肉センター	検査頭数						31,270		31,270
	病畜頭数						3		3
	病畜割合						0.01%		0.01%
	精密検査	細菌	頭数				2		2
			件数				6		6
		ウイルス	頭数						
			件数						
		病理	頭数						
			件数						
	理化学	頭数							
件数									
(株)にし阿波ビーフ	検査頭数			2,030					2,030
	病畜頭数			6					6
	病畜割合			0.30%					0.30%
	精密検査	細菌	頭数						
			件数						
		ウイルス	頭数						
			件数						
		病理	頭数						
			件数						
	理化学	頭数							
件数									
総合計	検査頭数			6,822	12	80	227,897		234,811
	病畜頭数			321	8	8	28		365
	病畜割合			4.71%	66.67%	10.00%	0.01%		0.16%
	精密検査	細菌	頭数	1			25		26
			件数	4			109		113
		ウイルス	頭数	8					8
			件数	63					63
		病理	頭数	9			15		24
			件数	79			68		147
	理化学	頭数	5			1		6	
件数		5			2		7		

8. と畜検査の保留精密検査状況

保留理由	畜種	保留精密検査実施頭数	全部廃棄頭数	全部廃棄割合
尿毒症	牛	4	2	50%
	豚			
黄疸	牛	1	1	100%
	豚	1	1	100%
豚丹毒	豚	2	2	100%
敗血症	牛	1	1	100%
	豚	7	2	29%
腫瘍	牛			
	豚			
牛伝染性リンパ腫	牛	8	8	100%
白血病	豚			
その他	牛			
	豚	13	12	92%
小計	牛	14	12	86%
	豚	23	17	74%
合計		37	29	78%

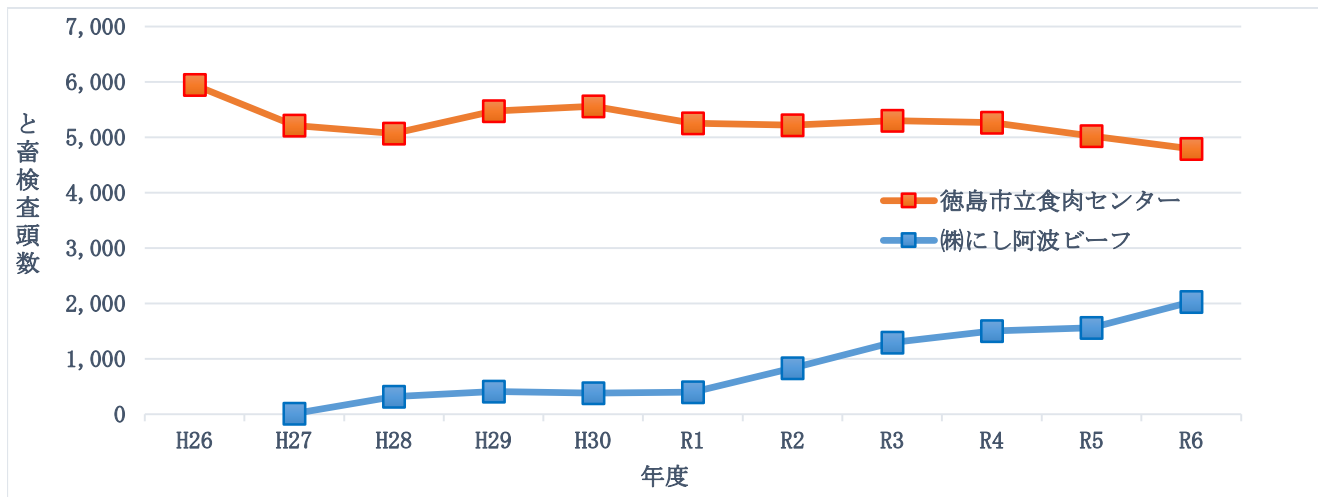
9. 残留抗菌性物質検査状況

検査項目	畜種	検査頭数	陽性頭数
残留抗菌性物質	牛	1	0
	とく		
	豚	7	0
合計		8	0

10. と畜検査頭数の推移

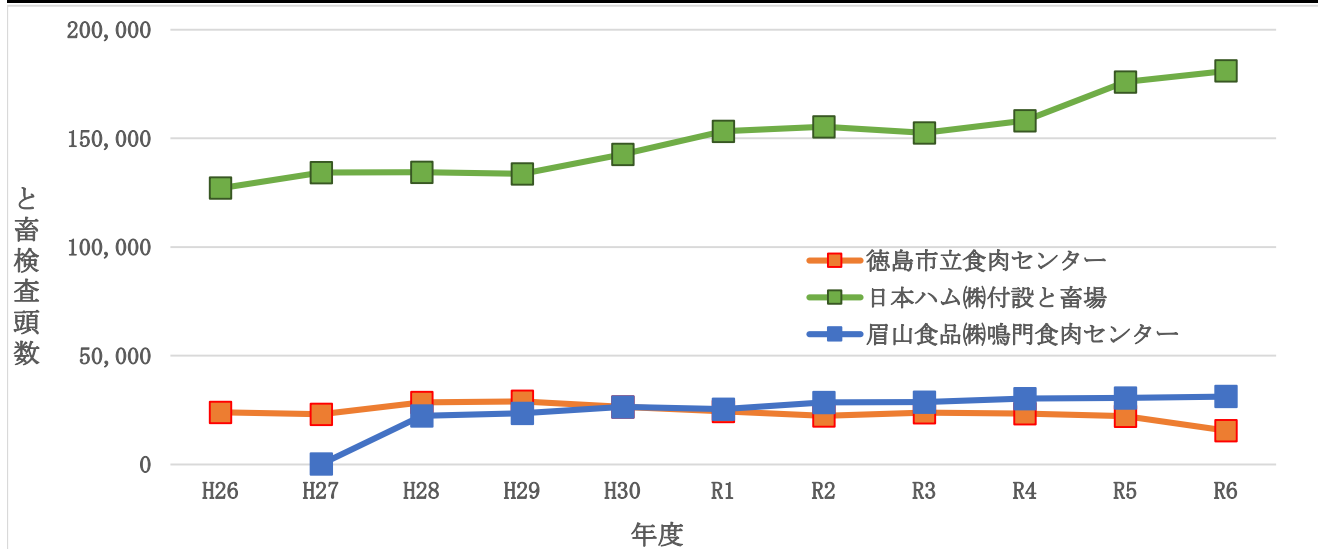
(牛)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
徳島市立食肉センター	5,945	5,210	5,068	5,475	5,556	5,255	5,216	5,297	5,266	5,024	4,792
㈱にし阿波ビーフ		12	315	411	379	399	830	1,292	1,502	1,560	2,030



(豚)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
徳島市立食肉センター	23,928	22,984	28,499	29,082	26,455	24,369	22,304	23,857	23,280	22,108	15,604
日本ハム㈱付設と畜場	127,165	134,201	134,374	133,630	142,623	153,227	155,388	152,555	158,138	175,923	181,023
眉山食品㈱鳴門食肉センター		202	22,326	23,521	26,471	25,449	28,476	28,627	30,305	30,523	31,270



11. 衛生証明書発行業務

各輸出国の取扱要綱に基づき、衛生証明書発行業務を行った。

(1) 牛肉輸出可能国

インドネシア、タイ、マカオ、マレーシア、台湾、シンガポール、アラブ首長国連邦、カタール、ベトナム、バングラデシュ、ミャンマー、サウジアラビア、バーレーン、フィリピン

(2) 衛生証明書発行実績

年度	発行件数
令和元年度	85
令和2年度	206
令和3年度	327
令和4年度	378
令和5年度	365
令和6年度	453

(3) 主な輸出実績（kg）：牛肉

	インドネシア	タイ	マカオ	マレーシア	台湾	シンガポール	UAE	カタール	ベトナム	サウジアラビア	総計
令和元年度	1,056	37		19,466							20,559
令和2年度	16,698	1,026		113,753	1,821	1,033					134,331
令和3年度	24,414	13,036	345	201,695	2,447	3,860					245,797
令和4年度	39,736	12,643		257,997		5,875	245	875	5		317,376
令和5年度	46,427	3,756		284,050	1,843	6,712	112	188	433		343,521
令和6年度	85,786	5,500		436,183	3,445	16,640	3,327			999	551,880

※ 端数切り捨て表示

第 3 章 畜水産食品等検査事業

1. 畜水産食品等検査事業の概要

食肉中の残留有害物質の排除及び食肉の微生物汚染の防止の徹底を図るため、各種の疾病診断、残留有害物質検査、残留動物用医薬品検査及び枝肉等の微生物汚染状況の検査を実施した。

(1) 細菌検査

と畜場の衛生確保対策の一環として、牛・豚枝肉及び食鳥とたい首皮の切除法等を用いた微生物試験を実施した。

(2) 理化学検査

徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、県内産等の畜水産食品の残留動物用医薬品等の検査を実施した。

(3) ウイルス検査その他

県内の野生鳥獣のE型肝炎ウイルス、SFTSウイルス、食中毒細菌、寄生虫、放射性物質等の検査を実施した。

2. 畜水産食品等の試験検査件数

検査部門	牛	豚	鶏	その他	計
細菌検査	196	180	175	77	628
理化学検査	28	116	40	43	227
ウイルス検査 他	63	0	0	68	131

3. 残留有害物質モニタリング検査件数

「徳島県食肉衛生検査所残留有害物質モニタリング検査実施要領」を定め、当所にて畜水産食品を対象に動物用医薬品等のモニタリング検査を実施した。

検査項目	種類	検査件数	陽性件数
残留動物用医薬品	牛	28	0
	豚	116	0
	鶏	40	0
	アマゴ	2	0
	アユ	2	0
	ハマチ	3	0
	ウナギ	4	0
	輸入肉	15	0
残留農薬	シカ・イノシシ	17	0
合計		227	0

4. 枝肉及び施設等の微生物検査件数

衛生管理対策として、牛・豚枝肉及び食鳥とたい首皮の切り取り検査、施設等の拭き取り検査及び県内の野生鳥獣の微生物試験を実施し、一般生菌数及び腸内細菌科菌群数の検証を行い、衛生管理指導の一助とした。

	牛		豚		鶏		シカ イノシシ
	枝肉	施設 その他	枝肉	施設 その他	首皮	施設 その他	
徳島市立食肉センター	70	0	60	0			
日本ハム(株)付設と畜場			60	0			
眉山食品(株) 鳴門食肉センター			60	0			
美馬食肉センター	0	0					
(株)にし阿波ビーフ	126	60					
食鳥処理場					175	0	
その他							17
合計	196	60	180	0	175	0	17

5. 放射性物質検査

食品の安全性の確保を目的として、平成23年12月に「ゲルマニウム半導体検出器」を新たに設置し、県内産及び対象自治体等から県内のと畜場に搬入され解体された牛の肉や県内に流通する食品を対象とし、これらに含まれる放射性物質について検査を実施した。

品目	検体数	違反検体数
飲料水	0	0
牛乳・乳児用食品	2	0
水産物	12	0
農産物	6	0
その他の食品	0	0
食肉	0	0
シカ・イノシシ	17	0
合計	37	0

第 4 章 伝達性海綿状脳症対策事業

1. 伝達性海綿状脳症対策事業の概要

平成 13 年 9 月に我が国初の牛海綿状脳症（BSE）が確認されて以降、と畜場においては全ての牛を対象とした特定部位の除去と管理、BSE スクリーニング検査を行ってきたが、平成 25 年 4 月には特定部位の定義が見直され、30 か月齢以下の扁桃以外の頭部、脊柱、脊髓が除外された。平成 29 年 4 月からは健康牛に対する BSE スクリーニング検査は廃止され、生体検査において原因不明の神経症状または原因不明の全身症状を示す 24 ヶ月齢以上の牛についてのみの実施となり、さらに、令和 6 年 4 月以降は月齢を問わず生体検査において原因不明の神経症状または原因不明の全身症状を示す牛についてのみ実施することとなった。

本県においては、平成 29 年度から令和 6 年度までの間に、BSE スクリーニング検査の対象となる牛は搬入されていない。

また、特定部位については、引き続きと畜場において除去・管理を徹底し、食肉の安全・安心の確保に努めた。

2. 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査件数

該当なし

3. めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（TSE） スクリーニング検査件数

該当なし

第 5 章 食鳥指導事業

1. 食鳥指導事業の概要

本県では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成3年4月1日施行）に基づく食鳥検査を、徳島県知事指定検査機関である「公益社団法人徳島県獣医師会食鳥検査センター」に委任している。

県内の食鳥処理場は令和7年4月1日現在8施設であり、その内検査対象処理施設である大規模食鳥処理場が5施設、認定小規模処理施設が3施設となっており、令和6年度の食鳥処理羽数は約23,620千羽で、前年度と比較し約508千羽の減少となった。

食肉衛生検査所は、食鳥肉の衛生確保を目的とし、食鳥処理場へ立ち入り監視を行い、施設設備の改善及び衛生管理指導を実施するとともに、外部検証のための微生物検査や収去検査による残留有害物質検査を実施している。

また、食鳥検査に伴う精密検査実施規定により、食鳥検査の精度向上のための協力を行っている。

2. 食鳥処理施設

（令和7年4月1日現在）

施設の種別		施設数
大規模食鳥処理場	年間処理羽数500万羽以上1,000万羽未満の施設	1
	年間処理羽数100万羽以上500万羽未満の施設	4
認定小規模食鳥処理場	とさつ及び内臓の摘出の両方を行う施設	2
	内臓の摘出のみを行う施設	1
計		89

3. 食鳥処理の状況

(単位：羽)

		生鳥 処理羽数	丸と体 処理羽数	丸と体 出荷羽数	とさつ解体 禁止羽数	廃棄 羽数
ブ ロ イ ラー	大規模食鳥処理場	23,620,374		24,068	158,332	527,154
	食認 鳥定 処小 理規 場模	とさつ及び脱羽と 内臓の摘出の 両方を行うもの	0	4020	0	220
		内臓の摘出のみを 行うもの		0	0	0
	小計	23,620,374	4,020	24,068	158,332	527,374
成 鶏	大規模食鳥処理場	228,751		0	2,894	1,856
	食認 鳥定 処小 理規 場模	とさつ及び脱羽と 内臓の摘出の 両方を行うもの	50,882	0	5	60
		内臓の摘出のみを 行うもの		0	0	0
	小計	279,633	0	0	2,899	1,916
合 計	大規模食鳥処理場	23,849,125		24,068	161,226	529,010
	食認 鳥定 処小 理規 場模	とさつ及び脱羽と 内臓の摘出の 両方を行うもの	50,882	4,020	5	280
		内臓の摘出のみを 行うもの		0	0	0
	計	23,900,007	4,020	24,068	161,231	529,290

4. 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したもの ものの原因

			ブロイラー			成 鶏			計		
検査羽数			23, 620, 374			228, 751			23, 849, 125		
			禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処分実羽数			158, 332	225, 701	301, 453	2, 894	1, 856	0	161, 226	227, 557	301, 453
疾 病 別 羽 数	ウ イ ル ス ・ ク ラ ミ ジ ア 病	鶏痘							0	0	0
		鶏伝染性気管支炎							0	0	0
		鶏伝染性喉頭気管炎							0	0	0
		ニューカッスル病							0	0	
		鶏白血病				1			1	0	
		封入体肝炎							0	0	
		マレック病		4, 888			2		0	4, 890	
		その他							0	0	0
	細 菌 病	大腸菌症		89, 976			23		0	89, 999	
		伝染性コリーザ							0	0	0
		サルモネラ症							0	0	
		ブドウ球菌症		2			1		0	3	
		その他							0	0	0
	そ の 他 の 疾 病 等	毒血症		1					0	1	
		膿毒症							0	0	
		敗血症		561			1		0	562	
		真菌症		1					0	1	
		原虫病		3	2, 780				0	3	2, 780
		寄生虫病							0	0	0
		変性	69, 636	55, 530	22, 138		101		69, 636	55, 631	22, 138
		尿酸塩沈着症		13					0	13	0
		水腫			1				0	0	1
		腹水症	13, 475	34, 236		43	22		13, 518	34, 258	
		出血		1, 923	9, 482		32		0	1, 955	9, 482
		炎症		20, 376	265, 106		456		0	20, 832	265, 106
		萎縮		34	1, 836				0	34	1, 836
		腫瘍		1, 390	52		854		0	2, 244	52
		臓器の異常な形等		98			1		0	99	0
		異常体温							0	0	
		黄疸		167					0	167	
		外傷	1		58				1	0	58
		中毒諸症		1					0	1	
		削瘦及び発育不良	64, 711	10, 211		1, 903	224		66, 614	10, 435	
		放血不良	8, 698	3, 407		927	35		9, 625	3, 442	
		湯漬過度	1, 508	890					1, 508	890	
		その他	303	1, 993		20	104		323	2, 097	0
計			158, 332	225, 701	301, 453	2, 894	1, 856	0	161, 226	227, 557	301, 453

((公社)徳島県獣医師会食鳥検査センター資料から引用)

5. 許可、変更、認定等の件数

(令和7年4月1日現在)

区分	施設数	許可件数	休・廃止 件数	変更件数	確認規程 認定件数	確認規程 廃止件数	衛生管理者 配置・ 変更数
大規模 食鳥処理場	5	0	0	0			3
認定小規模 食鳥処理場	3	0	1	0	0	1	2
計	8	0	1	0	0	1	5

6. 指導等の状況

(単位：件数)

区分	指導件数			法第20条の措置		
	監視件数	指導件数	指導票 交付数	とさつ等の 禁止	消毒等 の命令	廃棄等 の措置
大規模 食鳥処理場	50	40	0	0	0	0
認定小規模 食鳥処理場	1	1	0	0	0	0
計	51	41	0	0	0	0

7. 精密検査件数

令和6年度は収去・微生物試験以外に食肉衛生検査所職員による食鳥検査に係わる精密検査の実施はなかった。また、食鳥検査員による検査も実施されなかった。

第 6 章 調査研究・啓発事業等

1. 研修・学会発表等の状況

- ・「徳島県の食鳥より分離された *Salmonella* Schwarzengrund (SS) の薬剤耐性について」
10 月 令和 6 年度全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック技術研修会食鳥部門で
優秀賞を受賞し、誌上発表演題に選出。
1 月 全国食肉衛生検査所協議会食肉及び食鳥肉衛生技術研究発表会（誌上発表）
- ・「LC-MS/MS を用いた畜産物中のテトラサイクリン系抗生物質分析法について」
10 月 令和 6 年度全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック技術研修会食肉部門で
優秀賞を受賞し、誌上発表演題に選出。
1 月 全国食肉衛生検査所協議会食肉及び食鳥肉衛生技術研究発表会（誌上発表）
- ・「徳島県内の愛玩動物・野生動物・産業動物における SFTS の浸潤状況調査」
9 月 獣医学術四国地区学会（日本獣医公衆衛生学会）で 3 位入賞。

2. 啓発事業等の状況

(1) 衛生講習会

管内と畜場の設置者・管理者が実施する講習会に出席し、作業従事者等に対し衛生講習を実施した。

(2) 公衆衛生分野のインターンシップ事業

食肉衛生検査所をはじめとした公衆衛生獣医師の業務に理解や興味をもってもらうため、また食肉の安全・安心に関する正しい知識の啓発のため、インターンシップ事業を実施した。

(参加者) 獣医学科の大学生 (5 名)

(3) 徳島県野生動物、愛玩動物及び産業動物における SFTS ウイルスの浸潤状況調査

令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金のうち「新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業」の「国内の野生動物等における動物由来感染症サーベイランス等のワンヘルス・アプローチの推進のための調査研究」の分担研究として調査を実施した。

徳島県では令和 5 年度より県内の愛玩動物、産業動物及び野生動物の血清又は血漿を対象として、SFTS ウイルス抗体を ELISA 法により検査し、SFTS ウイルスの浸潤状況を調査している。6 年度も引き続き検査を行い、犬 3.0%、猫 1.1%、イノシシ 27.4%で抗体の保有が確認された。また、令和 5 年度の調査では産業動物はすべて陰性であったことから、6 年度は免疫が低下していると思われる病牛及び経産牛のみを対象としたが、結果はやはりすべて陰性であった。

陽性となった検体の採取場所を基に、SFTS ウイルスのリスクマップを作成し、啓発資料の資料とした。